

海津市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成26年12月10日に海津市議会第4回定例会を海津市議場に招集する。

平成26年11月20日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番 飯 田 洋 君
3 番 川 瀬 厚 美 君
5 番 橋 本 武 夫 君
7 番 六 鹿 正 規 君
9 番 赤 尾 俊 春 君
11番 松 岡 光 義 君
13番 伊 藤 誠 君
15番 水 谷 武 博 君

2 番 藤 田 敏 彦 君
4 番 浅 井 まゆみ 君
6 番 松 田 芳 明 君
8 番 堀 田 みつ子 君
10番 森 昇 君
12番 服 部 寿 君
14番 永 田 武 秀 君

不応招議員（なし）

平成26年海津市議会第4回定例会

◎議事日程（第1号）

平成26年12月10日（水曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第74号 平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第75号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第76号 平成26年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第77号 平成26年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第80号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第81号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第82号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第83号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正について

◎出席議員（15名）

1番	飯田 洋 君	2番	藤田 敏彦 君
3番	川瀬 厚美 君	4番	浅井 まゆみ 君
5番	橋本 武夫 君	6番	松田 芳明 君
7番	六鹿 正規 君	8番	堀田 みつ子 君

9番 赤尾俊春君
11番 松岡光義君
13番 伊藤誠君
15番 水谷武博君

10番 森昇君
12番 服部寿君
14番 永田武秀君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部次長 （施設担当）	岡 田 健 治 君	総務部次長兼 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	渡 邊 良 光 君
総 務 部 企画財政課長	白 木 法 久 君	市民環境部長	鈴 木 照 実 君
健康福祉部長	木 村 元 康 君	健康福祉部次長 （施設担当）兼 サンリバーはつらつ 事務 長	伊 藤 裕 康 君
産業経済部長	中 島 智 君	建設水道部長	丹 羽 功 君
危機管理局 危機管理監兼 監察室長	三 木 孝 典 君	教育委員会 教 務 局 長	服 部 尚 美 君
教育委員会 教 務 局 次 長 （施設担当）	菱 田 昭 君	会 計 管 理 者	馬 場 司 郎 君
監査委員事務局 併 公平委員会 事務局書記長	徳 永 廣 徳 君	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	石 原 八十司 君
消 防 長	吉 田 一 幸 君	教育委員会事務局 こども課長	荒 川 逸 夫 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 長 兼
議 事 調 査 係

古 川 和 典

議 会 事 務 局
議 会 総 務 係
議 事 調 査 係 長

水 谷 理 恵

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課
議 事 調 査 係 主 任

高 橋 真 理

◎開会宣告

○議長（水谷武博君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、平成26年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において14番 永田武秀君、2番 藤田敏彦君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（水谷武博君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月19日までの10日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（水谷武博君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提出がありました。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でございます。各位に配付し、報告といたします。

続きまして、海津市教育委員会より、平成25年度教育委員会の点検・評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき提出がありましたので、各位に配付し、報告といたします。

◎報告第7号 専決処分の承認を求めることについてから議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正についてまで

○議長（水谷武博君） 日程第4、報告第7号から日程第18、議案第84号までの15議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） おはようございます。

本日、平成26年海津市議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件1件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第7号の専決処分の承認を求めることにつきましては、衆議院が11月21日の本会議において解散し、12月2日公示、14日投開票の日程で総選挙が行われることが臨時閣議で決定され、急を要することから、平成26年度海津市一般会計補正予算（第3号）を11月21日付で専決処分に付したものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,184万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ159億7,505万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費の選挙費、衆議院議員選挙費で選挙関連経費2,184万9,000円を追加いたしまして、その補正財源として県支出金で衆議院議員選挙交付金2,063万1,000円、繰越金121万8,000円を充てるものであり、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、人事案件2件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成27年3月31日に任期満了となります海津市南濃町の吉田正輝氏にかわり、海津市南濃町駒野438番地8、上平昭夫氏を新たに委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成27年3月31日に任期満了となります海津市海津町松木521番地、大橋俊子氏を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件5件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第73号の平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ5億4,169万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ165億1,674万4,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、職員人件費で人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みにあわせて予算を整理するものであります。

議会費では、人事院勧告に基づきます職員の給与改定を考慮し、議会議員の職員手当等77万8,000円を追加しました。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で地方教育行政の組織及び運営に関する法律、行政手続法改正に伴います例規整備支援業務委託費170万7,000円、財産管理費で統合庁舎西館の非常通報装置新設工事費69万2,000円、E V用急速充電器設置工事費等540万円、情報政策費で社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の準備に際し、中間サーバー・プラットフォーム負担金98万1,000円を追加し、交通安全対策費でコミュニティバスの時刻表印刷費8万7,000円、平田支所となりますやすらぎ会館駐車場へのバス停設置工事費129万6,000円を追加しました。

次に、民生費、児童福祉費、母子福祉費で児童扶養手当と公的年金等の併給制限の見直しに伴う法改正に対応するシステム改修費102万6,000円を追加しました。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費で農地法の改正により必要となる農地台帳システム改修費129万6,000円を追加し、農業振興費で長久保営農組合、大和田営農組合及び鹿野営農組合の組織の法人化経費を助成する集落営農組織化・法人化支援交付金120万円、担い手への農地の利用集積を推進する農地中間管理事業に協力する地域への機構集積協力金交付事業費補助金1億1,140万1,000円、西美濃農業協同組合の営農設備の高度化に競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金451万5,000円、柿酢の特産品づくりに6次産業化共同研究委託費32万5,000円を追加し、林業費で月見の森枯木伐採委託費90万9,000円を追加しました。

次に、商工費、商工業振興費で、事業費精査によりまして工場等設置奨励金等144万8,000円を減額し、駒野工業団地開発事業での今後の借入金利息による事業費増加を抑止する目的で、岐阜県土地開発公社に対して4億円を定期預金金利並みで融資し、民間金融機関からの借入金を繰り上げ償還するため、貸付金4億円を追加しました。

次に、土木費、都市計画費、公園費で平田公園のグリーンドーム改修費126万円を追加しました。

次に、教育費、小学校費及び中学校費の学校管理費で学校用サーバー構築、サーバー機器購入費567万2,000円を追加し、社会教育費、歴史民俗資料館管理費で展示室等の燻蒸委託費25万8,000円を追加しました。

次に、諸支出金、特別会計費、月見の里南濃運営特別会計費で繰出金228万5,000円、介護保険特別会計費で繰出金403万1,000円を追加しました。

歳入につきましては、使用料で来年1月からの職員駐車場有料化に伴います行政財産目的外使用料110万7,000円、国庫支出金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金98万1,000円、県支出金で農業委員会費補助金129万6,000円、集落営農組織化・法人化支援交付

金、機構集積協力金交付事業費補助金、競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金 1 億 1,711万6,000円、被害木駆除等促進事業費補助金34万6,000円を追加しました。

また、寄附金で、寄附者の意向によりまして海津庁舎屋上に設置しました時計の費用に充てるべく、ふるさと納税寄附金100万円を追加し、諸収入で県土地開発公社への貸し付けによる利息収入 5 万円、E V急速充電器設置に伴う次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金等547万5,000円を追加し、繰越金で、今回の補正の一般財源として前年度繰越金 4 億 1,432万円を追加しました。

また、債務負担行為の追加で、平成27年10月のコミュニティバス再編までの運行委託継続のため、コミュニティバス運行委託料を平成27年度に限度額5,594万4,000円、キッズバスポート事業継続に伴い、企画乗車券を交通事業者が販売するに当たり、事前に事業のPR、申し込み等の手続を行うため、キッズバスポート負担金を平成27年度に限度額220万円、認定こども園の通園バス運行事業で平成27年 4 月 1 日から利用可能とするため、通園バス運行委託料を平成27年度に限度額1,134万円の債務負担をお願いするものです。

議案第74号の平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ228万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,528万5,000円とするものです。

補正内容につきましては、施設運営費で土地借上料の契約方法見直しにより、228万5,000円を計上し、その財源として一般会計繰入金を充てるものです。

議案第75号の平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ554万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ31億9,288万6,000円とするものです。

補正内容につきましては、総務費、総務管理費で介護保険法改正に伴いますシステム改修等554万1,000円を追加し、その財源として、国庫支出金でシステム改修補助金151万円、繰入金で一般会計事務費繰入金403万1,000円を充てるものです。

議案第76号の平成26年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出の増減はなく、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、予算を整理するものであります。

議案第77号の平成26年度海津市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ231万円を追加し、補正後の予算額を 8 億1,741万円とするものです。

補正内容につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから予算を整理するもので、給料等で231万円を追加計上し、その補正財源として水道使用料を充てるものです。

続きまして、条例案件等について、順次御説明申し上げます。

議案第78号の海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて条例の一部を改正するもので、平成26年4月にさかのぼって適用する給料表及び通勤手当の改正、平成26年12月に支給する勤勉手当の0.15カ月分の引き上げ、平成27年4月から施行する給料表及び管理職員特別勤務手当等の改正を行うものです。また、職員から徴収する駐車場使用料を給与から控除するための改正につきましても、今回あわせて行うものであります。

議案第79号の海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率を100分の15追加するため、条例の一部を改正するものです。

議案第80号の海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会議員の期末手当の支給率を100分の15追加するため、条例の一部を改正するものです。

議案第81号の海津市斎苑条例の一部を改正する条例につきましては、大型動物に対応すべく、動物炉の対応重量の制限をなくすため、条例の一部を改正するものです。

議案第82号の海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、産科医療補償制度の見直しとあわせて、健康保険法施行令第36条の出産育児一時金の金額が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

議案第83号の海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による児童扶養手当法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第84号の海津市留守家庭児童教室条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行による子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、留守家庭児童教室の設備及び運営について、市が条例で基準を定めることとなったため、全部を改正するものです。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水谷武博君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これより、順次質疑、討論、採決を行います。

それでは、報告第7号の専決処分承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第7号 専決処分の承認を求めることについては承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては承認いたすことに決定いたしました。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから諮問第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。諮問第1号については適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し

たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。諮問第2号については適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任と答申いたすことに決定いたしました。

それでは、続きまして、議案第73号から議案第84号までの12議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許可いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） それでは、お願いします。

この別冊1、海津市補正予算書15ページにあります、先ほど市長の説明にもありましたが、4億円の岐阜県土地開発公社貸付金の原資の出どころを教えてくださいたいんですが。

○議長（水谷武博君） 経済産業部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） ただいまの御質問でございますけど、補助金、使用料等の特例財源ではなく、いわゆる市税、地方交付税等の一般財源を充てております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） 先月の全協では、基金を繰り越してというようなことで説明を受けたんですが、この予算書によりますと繰越金で賄うというふうになっているんですが、ちょっとそのあたりのいきさつを説明お願いしたいんですが。

○議長（水谷武博君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほどの御質問でございますが、全員協議会の折でございますか、基金のほうを取り崩しをさせていただいて充当するというお話をさせていただいたような記

憶がございます。いろいろ今年度の一般会計の状況を精査いたしまして、25年度から繰り越してまいりました繰越金がございますので、その繰越金を今回の4億円の貸付金の財源として充当させていただいております。以上でございます。

○議長（水谷武博君） それでは、松田芳明君の質疑が終わりました。

そのほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 永田武秀君。

○14番（永田武秀君） 済みません。今の松田議員とちょっと関係するかとは思いますが、中身は異なっております。

補正予算書の9ページと15ページに関連することですけれども、まず冒頭に、僕は議長にお願いをいたしたいと思うんですけれども、先般の全員協議会で、当然この貸付金についてのいろんな説明がございました。そのときに大前提になる、いわゆる資料ナンバー3の1、3の2、3の3、つまり貸付金要綱、それから契約書、それから覚書、こういったものが関係資料として添付されておるわけでありましてけれども、この貸付金4億円について審議する過程において、私はこの要綱、あるいは契約書の内容等が当然前提にあって、この議案の提案になっておると思うんです。そのときに、この契約書の内容について、例えば貸付期限がないとか、売却が完了するまでとか、そういったような期限等があるというようなことではおかしいのではないかというような質問もさせていただきました。それについて、まず質問というより、そういうふうな結局内容が関連する質問を同じことを繰り返さなきゃいけないことになるんですけれども、できればこのまま立ったままで私は、その内容に変更がなければならないということで質問をさせていただきたいと思います。要するに、要綱だとか契約内容に、当然その後検討されて変わっておれば、質問の内容も重複してきますので、まずそれがあったかどうかだけ、簡単に一言だけ答えていただきたいと思います。

もし変わっておるんならば、私はそういった要綱、契約書の内容等をやっぱり添付資料として本議会に提出をしていただきたい。それはなぜかというと、4億円の貸し付け云々の大前提が要綱、契約書、こういうものに基づいて予算執行されるわけでありまして、当然そういったことの内容も精査した上で、やはり議案の審議をしていただくのが本筋かなあというふうに思っておりますので、これはまず一つ質問であり、お願いなんですけれども、そのことをまず確認させていただいて、質問を続けさせていただきたいなあというふうに思っておりますが、議長、いかがでしょうか。

○議長（水谷武博君） わかりました。理解できました。4億の前提条件となる話でございますので、答弁をお願いします。

産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） ただいまの御質問でございますけど、全協のときに資料等を配付させて、一応、案ということで説明させていただきました。そのときに御意見ございまして、いろいろその後、公社と協議させていただきまして、まず協定期間にあわせて貸付期間もあわせさせていただくという方向づけで、公社のほうと協議させていただきまして、一応、協定の期間と同じというようなことで調整をさせていただいております。ただし、甲乙協議によりそれを延長することができるという1行は設けさせていただいておりますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それからあと、要綱、それから覚書等につきましては、いろいろ今公社等の文言等の調整もさせていただいております、あくまでこの補正予算をお認めいただいた後に、正式に公社等と覚書等を交わしたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 永田武秀君。

○14番（永田武秀君） どうもありがとうございました。

全協で申し上げたことに対する回答はいただきましたので、それについては重複をしないような質問をさせていただきたいと思います。それで、なお、あわせて、大前提になりますので、4億の大前提になる要綱、それから契約書のことについても、よりはっきりさせる意味で質問の中に入れさせていただくことを御了承いただきたいというふうに思っております。

まず1点、この要綱の中で公布の日となっておりますけれども、当然いつから借入れが始まるかということになると思うんですけれども、要するに公布の日からということになっておるんですけれども、当然当予算に既に元利収入という形で5万円が計上されておりますので、当然年度内からこれが始まっていくのかなあという想定をいたしておりますので、決まっておれば公布の日も教えていただきたいなあというふうに思っております。

それから、期間につきましてはそういうことで了解をいたしました。

それと、この契約書の中で一番重要な問題でありますけれども、要するに契約書と、それから要綱との整合性の問題ですね。特に普通、契約書においては、例えばお金を貸した場合、例えばおくれた場合どうするかとかいうようなことは、当然要綱の中には、例えば10条、11条、12条、13条できっちりとうたっておりますけれども、契約書の中においては、全くその部分というのは触れられていないわけですね。触れられていないんです。

普通は、要綱の中でうたっても、例えばどんな事情があるか、公社では間違いはないと思いますけれども、しかし、どういうことが起こるか想定できない部分もあるものですから、普通は契約書の中に、要綱の例えば償還の猶予とか、延滞金だとか、あるいは借用書の返還はいいですけれども、要するに11条、12条なるものが当然契約書の中に盛り込まれて、その

上で事が何か起きたときには、基本的に契約書に基づいて請求権というものが当然生まれてくるんだというふうに思っておりますけれども、この契約書を見る限り、そういったことについてはどこにも触れられておりません。

私もお金を借りた経験がありますので、きっちりとそういうことを書いてありますし、例えば税金の問題だって同じだと思うんですね。おくれたときには延滞金をいただきますよと、こういうことを明確にうたってあるわけです。ところが、この4億円という大金を貸すに当たって、そういったことについて何ら触れられていないと思いますので、私はこの部分になぜそういうものが入っていないのか、それをまず1点お尋ねをいたしたいというふうに思っております。

それからもう1つ、予算書の9ページに、いわゆる諸収入の中の貸付金元利収入と勘定科目がこうなっております。私は、これがなぜ元利収入なのかということを非常に素朴な疑問を感じるわけです。一般的にはこういった場合は、貸付金に対して発生した説明の中に利息と書いてあるわけですね。だとするならば、私は当然貸付金利息収入というふうな科目を設定するのが普通ではないかなと思っておるわけです。でも、あえて元利収入ということになれば、元利というのは元金プラス利息という意味でありますので、当然利息以外に元金から生まれる収入がここに計上されるというふうに、私は解釈をいたすわけでありましてけれども、一体この中のこの科目に、元金の収入というのは一体何があるのか。あるいは、地方自治法で利息収入を元利収入に勘定科目を設けなさいというふうになっておるのか。私は、このあたり一遍きちっと科目設定について大変違和感を感じるものですから、ぜひそれを説明いただきたいことと、それから元利収入と利息収入の違いを、きっちりとここでまずお答えをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水谷武博君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） まず、貸し付けの時期でございますけど、一応、補正予算をお認めいただきました12月の19日をもって契約書と覚書等を交わして、年内に貸し付けをしたいと、そのように考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど来御質問ございます内容についてでございますけど、私ども、相手が公社イコール県でございますけど、というようなことも想定でありまして、いろいろ担保とかそういうことについての、公社が返していただけないとか、そのようなことは考えておりませんので、このような形で進めさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 企画財政課長 白木法久君。

○総務部企画財政課長（白木法久君） 貸付金元利収入についての御質問でございますが、款、項、目、節までにつきましては財務規則等の中で名称、説明の例示が規定されておまして、

その名称になっております。説明の中に入っております細節の中では、利息という形で上げさせていただいております。ここに入る金額は何かということですが、元利収入でございますので、元本が返済されたときには、ここに元金収入も入ってくるものと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 永田武秀君。

○14番（永田武秀君） まず1つ、元本というのは償還金なんやな、返還金なんです。収入では私はないと思う。そうしない限り、貸付金の勘定科目に対する貸方・借方の関係からいって収入ではないんですよ。僕はそのあたりの会計の認識として、利息はそれに生じて生まれた収入なんです。ところが、要するに元金の償還金、返還金というのは、例えば国に対するいわゆる起債のお金ね、あれなんかは逆の立場になるんですけど、国は収入じゃないですよ。償還金なんです。貸し付けに対して返済金なんです。私は、そういう勘定科目からいって、収入の中に返還金を入れること自体が、これは収入じゃないですよ、はっきり言って。私はそのあたりの認識というものをしっかり持っていないと、利息はたしかに収入ですよ。返還金というのは収入じゃありません。あくまで貸付金に対して収入じゃないですよ。これは返還金というのが、勘定科目に対する借方・貸方の原則論じゃないですか。私は、そのあたりの認識が既におかしいような気が1点いたします。簿記からの原則からいってそうじゃないですか。それが1つ。

それから、もう1点、僕は産業経済部長が言われたことはわからんわけではない。しかし、4億円という大金を一応、この事業に伴う貸付金であるがゆえに、どんなことが起きるかわからないわけです。あるいは、この契約書からいって、4億円の例えば利息がおくれても、要するに延滞金の請求権もなければ何もないですよ、これ。だから私は、安全の意味で事がどうであれ、最悪の事態を想定して、当然そういったことは契約書の中に入れるべきであって、どんなに大丈夫であったって、私はやるべきだと思います。

そのあかしに、例えば公社がこの事業を行うについて、例えば今7億、8億お借りになった、それに対して海津市は、議会の議決を得て債務負担行為ということで、債務の保証をしているじゃないですか。一方において、今度お貸しするときは、この契約書の中身の中で償還の期限は入れていただきました。けれども、それに対して、万一あったときに対する何の制約もなければ請求権もあるような契約書になってないわけですよ。確におっしゃるように、信頼できる相手であるとは思いますが、万が一に備えて契約というのはいろんなことを想定して入れるべきだと思うし、当然入れたからといって、そのことによって滞りなく利息等が払われ、きちっとされておれば、何ら問題ないことです。それを公社だからいい、何々だからだめだというような、私はやっぱり4億円というお金を少なくとも相手さん

へお貸しするわけですから、それに対しては、やっぱりきちっと事があったときには請求できるような契約内容にしておいていただきたいというふうに思いますけれども、そのことについてどのようにお考えですか。

○議長（水谷武博君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほどの再質問でございますが、議員自身のほうでおっしゃっていただきました、この要綱にも載っております9条、10条、11条、それから12条、そして13条と、ここにいろんな遅延があった場合だとかの規定があるわけでございますが、当然、今回貸し付けを行います件につきましては、この貸し付け要綱に基づきまして、公社のほうと協議をして貸し付けをさせていただくというものでございますので、契約書にそういったことが書いていないので、そういう請求権がないのではないかとおっしゃいますが、当然お互いにこの要綱を確認し合って貸し付けをさせていただくということでございますので、当然遅延があれば請求権がありますので請求はさせていただくということで、事務手続は進めさせていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの収入というようなことでおかしいのではないかとというのがございましたが、この件につきましては、省令、地方自治法の施行規則の第15条に予算の款、項、目の区分がございまして、そちらの別表でしたか、別記でしたか、少し記憶がございませんが、そちらのほうに款、項、目の区分の明記がしてございますので、それに基づきまして予算科目をこちらのほうで上げさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 永田武秀君に申し上げます。会議規則で質疑は3回となっておりますので、いいですか。今の答弁に対しての関連ですか。はい、じゃあ許します。

○14番（永田武秀君） まず第1点ね、これは解釈の問題ですけれども、あくまで要綱というのは海津市の要綱なんや。要綱に決めてあると言ったって、契約の内容の中に入っていないければ、やっぱり基本的には効力がないし、今副市長がおっしゃるように、要綱に入れてあるなら何も契約書に入れたって何ら問題ないわけですよ。それを何も削除する理由というのはないし、そのことによって、そういう事態がなければ入っておるだけでいいわけですよ。私は、だから、そういうふうに何で考えていただけないのかなあと。要綱で一方で厳しく決めておいて、契約書の中には書いていない。もし何か争ったときに、要綱というのはおたくたちの内部のお決めになったことですよと。対甲と乙という契約関係においては、契約書の中の条項にないわけですから、それを適用したと、俺のところにこういう決めがあるがやと言ったって、俺は知らなんだと言えぱそれまでのことです。

そして、この役所の中に、契約要綱を確認しながら、こういう貸し付けをいたしますとい

うようなことはどこにも書いていないわけよ。そうでしょう。ということになれば、当然そういうことは何らこの契約行為において、その要綱を入れることによって、公社さんに対して何も失礼に当たることでもないし、いわゆる一般的な貸付金契約書には、そういうものはどんな場合でも入っておるわけやから。だから、入っておることは、別に入れてあっても何ら御迷惑かけることもないし、そういうことがなければ、入っておるだけで済んでいくわけありますので、ぜひひとつ、そういった一般的な考え方からいえば当然入っておるものであれば、私は入れていただきたいと思いますし、またこの内容については、常任委員会でしっかり議論をしていただいてお答えをいただきたいなあというふうに思っております。

それから、もう1点……。

○議長（水谷武博君） 今もう質疑3回ですから、今答弁に対してのあれでございましたから。

○14番（永田武秀君） だから、続けてやっておるやないですか、いいでしょう。

○議長（水谷武博君） もう3回終わっておる。今4回目です。

○14番（永田武秀君） そうですか。だから、冒頭に僕はお断りしたように、確認をしてから続けさせていただきたいというお願いをしたのは、本来は、あれは立ったままでもお願いしたかったんですけど、わかりました。それで、もう1点だけ……。

○議長（水谷武博君） 今の答弁に対しての関連なら許しますけど。

○14番（永田武秀君） わかりました。それで、それともう1つは、会計規則というか、地方自治法か何かのかわかりませんが、先ほどの元金の償還についてでありますけれども、勘定科目において、要するにその元金、こういう例は市役所の場合は余りないかもわかりませんが、元金の償還の場合は、収入じゃなくして、償還金もしくは返還金というんではないですか。そういうのが当然、いわゆる簿記や何やらの私が勉強してきた、聞いてきた中においては、その返還金というのは収入じゃないでしょう。貸してあったやつを返してもらったわけですから、これは私は収入とは言わないと思いますし、私はこの問題についても常任委員会でしっかりその定義を議論していただいて、そして本会議の委員長報告の中でそれなりのお答えを出していただきたいと思いますし、また再度そのことについてどういう審議をされたか、私は本会議の委員長報告の中で質問をさせていただきますので、ぜひ委員長、そのあたり、ひとつ委員会でその問題についての審議をお願いしたいと思います。これは要望ですので、以上、それで質問を終わります。

○議長（水谷武博君） そのほかにごありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 私も、やはりこの4億円についてお尋ねしますが、市長のお話の中に赤字をこれ以上ふやさないためというようなお話がございました。そして、この4億

円を融資するというようなお話がございましたが、本来この4億円というのは、私どもが融資するのがベターなのかどうか。今までの過去の答弁においては、赤字に関しては、必ず買っていたところからオンをして売るんだから、返すのは迷惑かからないというような説明はずうっとあったわけです。そういった中で、今回、この繰越金を用いてまで、この4億円の融資をする必要があるのか、また4億円の融資をするということは、今後またこの工業団地が、いずれかの日にはいろんな問題が解決して、工業団地として成功するというような思いがあってこういうこともされると思うんですけれども、やはり私は今まで何回となく答弁をいただいております中に、赤字は私どもには関係ないというふうにいただきました。そういった意味からも、この4億円の捻出はちょっと、ましてやその繰越金を使ってまで行われることはどうかなあというふうにも考えますけれども、市長としては、この4億円の融資が正しいことだと思いかどうか。

○議長（水谷武博君） 済みません、六鹿正規君、今回の補正予算の4億の貸付金のことでございますので、それに関連した話は一般質問でお願いしたいと。また、4億なぜ……。

○7番（六鹿正規君） やり直します。なぜ4億という融資の話が出てきたのか、お尋ねします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まず、赤字とは言っておりません。一度も申しておりません。それは訂正していただきたいと思います。

日本創成会議で消滅する市町、海津市も残念ながら、その一つとして中に入ったわけがあります。この海津市をどう元気にしていくか。そのことが、今海津市で一番問われておるところであります。そのために、例えばスマートインターをつくり、あるいは将来、先にはなるかもしれませんが、新橋の建設を今県のほうにお願いしておりますけれども、こういったものをつくって、この海津市を元気にして、ここの人口をふやしていく、そういったことに対して今努力をいたしております。これは土地開発公社も同じ気持ちで今向かってくれています。

現実には、前にもお話を申し上げましたが、いろんなお話が今来ております。したがって、これは必ずやり遂げたい、このように希望的なものだけではなくて、現実には、これだけの面積を持った工業団地が西回りはない。したがって、これを成功させて、そして人口減少を歯どめ、元気な海津市を求めていく、そういったことで努力をしてみたいと思っておりますし、そのことに対して市民の皆様方の御理解は深いものと、このように考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 今、私が赤字と言ったことに対して訂正をというふうな話がありました。赤字というのは、それでは訂正をさせていただきますけれども、これによる貸付金に対する金利は、公社が工業団地を求めていただいたところに変化するというふうで、私どもには何ら迷惑はかけないというような答弁がずうっとありました。ですから、私もそういったことをお尋ねします。そして今の市長の答弁を聞いておりますと、何か一般質問のやりとりになっておるのかなあというようなことも、私はちょっと感じております。またそうなりますと、議長のほうにとめられますけれども、今この4億円を融資するに当たって、永田議員のほうからも期限の問題いろいろと質疑がございました。私も、そういったことに対して大変注意深く見ておる次第でございます。しかし、今回繰越金を使うに当たって、今後まだ年度は残っておるわけでございますけれども、そういった中で、繰り越しの残高について危機感はお持ちおるのかどうか、その1点、ついでにお尋ねします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども御説明申し上げましたが、これを成功させて、その利息がこれ以上ふえない措置をして、そして実際にこの工業誘致が成功するように、そういったことが大きな目標でございます。今の現状の中でできることをやっというこで、今回、議会にお願いを申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 今、私がお尋ねしたのは、繰越金が残る年度内で大丈夫なのかという危機感はあるのかどうかということをお尋ねしたのでありまして、それと市長、何か勘違いしてみえるのは、公社は金利は損害というのか、私どもには関係ないというふうにずうっと言われ続けてきて、今ここで私どもが4億円を、それこそ今私どもも裕福ではないこの時期に4億円の融資が、公社は今まで返すのは関係ないですよ、市長も金利はうちは関係ないということをやううと言ってきた中で、この今の赤字云々、赤字は公社が赤字になることであって、海津市が今現在赤字には全く関係ないというふうに私は思うので、この4億円を海津市が融資するのは正しいのか正しくないのかをお尋ねします。金利は海津市には関係ないというふうに、今なお信じております。市長の答弁をやううと聞いて信用しておるのに、なぜここで4億円の融資がいとも簡単に繰越金を使ってやられるのか。だから、この4億が果たして正しいのか、正しくないのかを再度お尋ねして、質問を終わります。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） これは先ほども申し上げましたが、必ず成功させたいということです。それで、その金利の部分がふえる、これが譲渡の条件にも関係してまいりますので、それでここで貸付金をゼロにするということ、この4億円を貸し付ける、そういったことで今回

お願いをしておるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 服部寿君。

○12番（服部 寿君） 済みません。認定こども園の通園バスの運行委託料、平成27年度までの1,100万円のことで、この場で聞くのはどうかと思いますけれども、平成27年度の当初予算のときが出てからでいいのかわかりませんが、平成27年度の運行計画に変更はあるんでしょうか。

○議長（水谷武博君） 教育委員会事務局長 服部尚美君。

○教育委員会事務局長（服部尚美君） 認定こども園の運行委託の関係でございしますが、今債務負担行為で計上させていただいている分でございますが、これは石津認定こども園1台分と、高須認定こども園3台分の計4台で、4月1日から3月31日までの運行でございますが、準備をする都合上、今債務負担行為のほうで計上をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 服部寿君。

○12番（服部 寿君） 準備のための債務負担行為の延長ということでございますので、いわゆる平成27年度の委託内容等はこれからということによろしいんでしょうか。

○議長（水谷武博君） 教育委員会こども課長 荒川逸夫君。

○教育委員会事務局こども課長（荒川逸夫君） 通園バスの運行につきましては、今のところ例年どおりの運行を予定しておりますが、細かい内容につきましては、業者が決まりましたら、その業者との話し合いによって決めたいと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 服部寿君。

○12番（服部 寿君） 質問させていただいておるのがなぜかという疑問もあるかもわかりませんが、通園バスを利用してみえる父兄の方から、何か来年度、平成27年度は廃止をされるという声が私の耳に入ってきたもんですから、その報告と、いわゆる議会にも当然その報告というか詳細なことも聞いておりませんので、私はお答えに苦慮した現実がありますが、説明会があったのかなのか、それは複数の父兄の方からでしたので、議会は本日からですけれども、債務負担行為がありましたから、ちょっとここでお聞きしましたので、来年度予算のときにまた再度細かいことは聞きますので、答弁は結構です。

○議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） キッズパスポートの負担金の債務負担行為の補正、要は160万でしたよね、前はたしか。違いましたっけ。このふえた理由というか、限度額のふやした理由と
いうのを、先ほど市長の説明のときにしっかりとちょっとあれでしたので、もう少し詳しく
お知らせ願えませんでしょうか。お願いします。

○議長（水谷武博君） 教育委員会事務局長 服部尚美君。

○教育委員会事務局長（服部尚美君） キッズパスポートにつきましては、平成22年度から発売
をしてしておりますが、発売枚数が平成22年度は76、平成23年度は102、平成24年度は122、平
成25年度が155と順調にふえておりますが、その関係で事業者、養老鉄道等、コミュニティ
バスの運行事業者と協議をいたしまして、枚数がふえている関係もございまして、債務負担
行為もふやさせていただきました。以上でございます。

○議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑もなしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第74号 平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1
号）についての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑をなしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第75号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につい
て質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑もなしと認め、質疑を終了いたします。

続きまして、議案第76号 平成26年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第77号 平成26年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）についての
質疑を許可いたします。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
ての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第80号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第81号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第82号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第83号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） この条例の第2条の2項には、市長が特に必要と認めたときにはこれを実施することができるという、市長がどういうときに認めるのかなあというふうなことはちょっと思いましたけれども、その次の3の教室の運営は他の者に委託することができるというふうになっております。これはできる条項なので、絶対に委託というふうにはならないとは思いますが、想定しているようなところはあるのかないのか。その点をお願いしたいことと、それとともに、第8条の一応負担金が少しはふえておりますけれども、負担金を増にする理由をお願いしたいと思います。

○議長（水谷武博君） 教育委員会事務局長 服部尚美君。

○教育委員会事務局長（服部尚美君）　まず１点目の委託の関係でございますが、西江、海西、下多度の各教室につきましては、シルバー人材センターに委託を行っておりますので明確化いたしました。また、料金につきましては、消費税８％に上がったことなど諸般の事情も考慮いたしまして、料金の見直しを行いました。以上でございます。

○議長（水谷武博君）　ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第73号から議案第84号までの12議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君）　異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第84号までの12議案は、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。なお、審査は12月18日までに終了し、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

○議長（水谷武博君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

また、次回は12月11日に再開をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。皆様、大変御苦労さまでございました。

（午前１０時０８分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 27 年 3 月 12 日

議 長 水 谷 武 博

署 名 議 員 永 田 武 秀

署 名 議 員 藤 田 敏 彦

